

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和40年1月から同年3月まで

国民年金制度が始まった時に、加入手続きを行い、制度発足時の昭和36年4月から漏れなく国民年金保険料を納付しているはずなのに、申立期間の納付記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は3か月間と短期間である上、申立人は、当該期間の前後の期間、国民年金保険料を納付しており、申立期間以外に未納は無いことから、当該期間の保険料納付ができなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、「保険料は、役場の職員が定期的に集金に来ており、夫がその職員を経由して納付していたにもかかわらず、未納となっている。集金人が保険料を着服していた可能性がある。」と申述している。

しかしながら、申立人が申立期間当時居住していたA町B地区及びC地区において、申立人と同じく昭和35年10月\*日に国民年金被保険者資格を取得した者100人について、国民年金被保険者名簿に記載される36年4月から41年12月までの期間の保険料納付日を調査したところ、近隣者同士で保険料納付日が同日である傾向が確認できることから、特定の地域ごとに集金人が保険料を集金していたことがうかがえるところ、

申立人及びその夫は、39年4月から同年12月までの保険料を40年1月\*日にまとめて納付しており、同日に9か月の保険料をまとめて納付している者は近隣には見当たらない上、近隣者に3年以上、保険料の未納者は確認できないことから、申立人の申述内容はうかがえない。

なお、申立人及びその夫と同居していた夫の弟も当該期間は未納である上、申立人は、当時の保険料額等に関する記憶が明確ではなく、集金人に保険料納付を行ったとする夫は既に他界していることから、保険料の納付方法等について確認することができない。

また、国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、国民年金保険料を納付した記録が確認できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索、払出簿検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年3月まで

私は、昭和47年8月に結婚し、A区役所B出張所で婚姻届の提出と同時に国民年金の加入手続をした。保険料の納付については、当時の勤務先に集金に来ていた株式会社C（現在は、株式会社D）の外回りの担当者に、自分の積立預金と一緒に夫婦二人分の国民年金の納付書と現金を渡し、夫婦の保険料を一緒に納めていた。この納付の仕方はA区に住んでいた結婚当初から、49年にE区へ転居後も変わっていないところ、転居後は納付の記録になっている。

A区に居住していた1年半が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を夫婦で行ったとしているところ、申立人の申述のとおり、国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和47年9月頃払い出されたと推認され、申立期間の保険料は納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を自身が勤務していた有限会社Fの集金を担当していた株式会社Cの社員に納付書と保険料と一緒に渡していたとしている上、同社はサービスの一環として国民年金保険料の集金を行っていたと回答しており、同社の回答は申立人の申述と符合している。

さらに、申立人は、申立期間後から60歳になるまで未納が無いことから、保険料の納付意識は高く、申立人が19か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

加えて、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間が未納とされていたが、当委員会への申立てにより、平成 24 年 9 月に訂正され納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月及び同年 3 月

申立期間について、私は、昭和 49 年 7 月に結婚するときに、父から「今まで私が国民年金保険料を納めてきたから、これからは自分で払って行きなさい。」と言われ、国民年金手帳を渡された。私の国民年金手帳のページは昭和 47 年度から始まっており、46 年度のページは無いが、国民年金手帳には「48 年 4 月 \* 日発行」の上の行に「47. 2. 3 月「現納」」の赤い文字（現納はゴム印）で記載がある。このことは、父が私の 20 歳の誕生日の 47 年 \* 月を含む同年 3 月までの 2 か月分の保険料を納付したことを示している。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 7 月に結婚するときに、その父から国民年金手帳をもらい、申立期間の国民年金保険料はその父が既に納付しているはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 48 年 4 月頃に払い出されていると推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、申立期間以外の未納期間は無く、申立人のその父母は国民年金の制度開始とともに加入し保険料の未納期間は無いことから、保険料の納付意識が高いと推認される上、2 か月と短期間である申立人の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和46年10月18日、被保険者資格喪失日は48年4月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年10月から47年8月までの期間は3万9,000円、同年9月から48年3月までの期間は、5万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から48年5月1日まで

A株式会社B支店に勤務していた申立期間に、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年10月18日から48年4月16日までの期間について、申立人のA株式会社に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は、46年10月15日から48年4月15日まで同社で勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人と「氏名」、「性別」及び昭和51年6月4日の事故補正前までの「生年月日」が同じで、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の数字2文字が異なる基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、同記録は46年10月18日に被保険者資格を取得し、48年4月16日に資格を喪失しており、申立人の雇用保険被保険者記録とほぼ一致していることから、当該記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年10月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年4月16日に被保険者

資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記のA株式会社に係る事業所別被保険者名簿の記録から、昭和46年10月から47年8月までは3万9,000円、同年9月から48年3月までは、5万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和46年10月1日から同年10月17日までの期間及び48年4月16日から同年5月1日までの期間については、申立人は、当該期間においてA株式会社で勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保存していない上、同社は、申立てに係る関連資料は保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について不明としている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年12月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の株式会社A（昭和40年1月1日にB株式会社に社名変更）における資格喪失日は、40年8月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月14日から40年12月まで

昭和39年12月14日から40年12月頃まで株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、昭和39年12月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われたことが確認できるものの、資格喪失日が記載されていない記録となっている。また、上記被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和40年10月1日の定時決定の記録は確認できるものの、資格喪失日の記載が無い者が申立人のほかに一人いることが確認できる。

さらに、日本年金機構は、申立人の株式会社Aに係る資格喪失日を特定できる資料は無い旨回答しており、社会保険事務所における当該事業

所に係る被保険者名簿の記録管理が適切であったとは考え難い。

一方、申立人の申立事業所における勤務について、事業主の所在は不明である上、申立期間当時の同僚は申立人を知らないとしており、申立人の妻から勤務状況に係る具体的な供述は得られないところ、申立期間当時の厚生年金保険法では、毎年8月1日に使用されている被保険者に対して標準報酬月額の時決定が行われることとなっており、上記被保険者名簿において昭和40年10月1日に申立人に係る時決定の記録が確認できることから、申立人は、少なくとも被保険者名簿に記録のある39年12月14日から40年8月1日までは当該事業所に勤務していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年12月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立事業所における資格喪失日は申立人の勤務が推認できる40年8月1日の翌日の同年8月2日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和40年8月2日から同年12月までの期間については、申立人の申立事業所における勤務状況に係る具体的な供述が得られない上、当該期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間②のうち、昭和57年3月31日から同年8月10日までの期間について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年8月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間①のうち昭和55年1月から同年6月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を同年1月は18万円、同年2月から同年6月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月1日から57年3月31日まで  
② 昭和57年3月31日から同年9月1日まで

株式会社Aに昭和54年10月1日から57年8月31日まで勤務しており、この間の給与明細書を所持している。

給与明細書によると、毎月の給与の支給額は厚生年金保険の標準報酬月額の記録よりも多かったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、昭和57年8月まで勤務して給与が支給されていたのに、勤務していた期間の途中の同年3月31日付けで被保険者資格を喪失したという記録は納得がいかないのので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち、昭和57年3月31日から同年8月10日までの期間について、申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同年8月31日まで株式会社Aに勤務していたことが認められる。

一方、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和57年3月31日と記録されているが、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月31日より後の同年8月10日付けで行われている上、ほかの被保険者11人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの商業登記簿謄本から、同社は昭和57年3月31日以降も法人事業所であることが確認できる上、当該資格喪失処理前の記録から、同社は常時5人以上の従業者を使用しており、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人が、昭和57年3月31日に株式会社Aにおける資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日を当該資格喪失処理日である同年8月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和57年2月の被保険者名簿の記録から、22万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、株式会社Aにおいて勤務していた期間の給与明細書を提出し、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記給与明細書から、申立期間①のうち、昭和55年1月から同年6月までについては、事業主が源泉控除したと認められる保険料額に見合う標準報酬月額が申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額となっているところ、事業主が源泉控除したと認められる保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、申立期間①のうち、昭和55年1月から同年6月までに係る標準報酬月額については、給与明細書において、事業主により源泉控除されたと確認できる厚生年金保険料控除額から、同年1月は18万円、同年2月から同年6月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主の当該期間に係る保険料の納付義務の履行については、株式会社Aは解散している上、代表取締役も既に亡くなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和54年10月から同年12月まで55年7月から57年2月までについては、上記の給与明細書において確認できる事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はより低い額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間②のうち、昭和57年8月10日から同年9月1日までの期間について、申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間に株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記給与明細書では、昭和57年8月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで  
厚生労働省の記録によると、A株式会社B工場における資格喪失日が昭和39年11月30日になっており、次の同社本社における資格取得日が同年12月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同期入社で申立人と同時期にA株式会社B工場から同社本社に異動したとしている同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚、及びA株式会社B工場の給与担当者の供述から判断して、昭和39年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和39年10月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に他界しており確認できないが、事業主が資格

喪失日を昭和 39 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年8月までの期間及び同年12月から5年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成4年9月から同年11月までの期間及び5年4月から同年10月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から4年8月まで  
② 平成4年9月から同年11月まで  
③ 平成4年12月から5年3月まで  
④ 平成5年4月から同年10月まで

昭和49年11月に結婚し家計の管理は私が行っており、国民年金保険料を継続して定額保険料に付加保険料を加えて納付していたが、申立期間①及び③は付加保険料を含む国民年金保険料の納付記録が無いこと、また、申立期間②及び④は付加保険料の納付記録が無いことに納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び③において付加保険料を含む国民年金保険料を毎月金融機関等で納付し、また、申立期間②及び④において記録上は定額保険料のみ納付済みになっているところ付加保険料についても毎月金融機関等で納付したとしているが、保険料の納付方法、納付場所等についての記憶が明確ではなく全申立期間における納付状況が不明である上、申立人が申立期間①及び③において付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたこと並びに申立期間②及び④において付加保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び③の付加保険料を含む国民年金保険料並びに申立期間②及び④の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A市提出の申立人に係る国民年金記録照会回答票では、申立期間①及び③は未納記録、申立期間②及び④は定額保険料のみの納付記録となっているところ、A市では、昭和59年4月以降、国民年金の記録管理業務が電算化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の精度向上が図られていることから、申立期間①から④までを合わせて55か月と長期間にわたって記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低いと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は払出簿から昭和49年2月に払い出されていることが確認でき、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③において付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②及び④において付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から4年8月までの期間及び同年12月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月から4年8月まで  
② 平成4年12月から5年3月まで

妻に任せて国民年金保険料を継続して納付していたが、申立期間①及び②の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を妻が納付したとし、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないとしているところ、申立人の妻は自分の分と併せて毎月金融機関等で納付したとしているが、保険料の納付方法、納付場所等についての記憶が明確ではなく、申立期間における納付状況が不明である上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A市提出の申立人に係る国民年金記録照会回答票では、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納となっているところ、A市では、昭和59年4月以降、国民年金の記録管理業務が電算化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の精度向上が図られているとしていることから、申立期間①及び②を合わせた38か月と長期間にわたって記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低いと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は払出簿から昭和 50 年 3 月に払い出されていることが確認でき、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月から60年12月まで

時期は不明だがA区在住時、以前住んでいたB区役所の年金課から未納の国民年金保険料についての納付勧奨があり、全額納付が不可能な旨伝えたと全額ではなく一部納付でも年金に反映されると言われ、年金課に納付可能と回答した額2,000円を、その後郵送されてきた納付書で約2年間毎月納付した。納付したのは、後に送付された過年度納付書の期間が昭和61年1月以降であったことから、それより前の約2年間分と思われる。申立期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、未納の国民年金保険料の一部免除を受け、約2年間にわたり毎月2,000円納付していたとしているが、国民年金の加入手続についての記憶は無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和62年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち58年12月から60年10月までは時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の一部免除を受けて納付したとしているが、免除の手続についての記憶が無い上、一部免除は申立期間後の平成14年4月から行われるようになった制度であることから、申立人の主張は当時の国民年金保険料の取扱いと符合しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から50年3月まで

私が20歳になった頃、亡き父が国民年金の加入手続をし、納付もしてくれた。父が全てやってくれたので、手続した場所や納付場所は定かでないが、農協で納付してくれたような記憶がある。60年間住所も変わっていないので、間違いが起こることはないと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続をし、保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、その父については、既に他界してその証言を得ることができず、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和50年7月頃払い出されたと推認されること、及びA市の被保険者名簿兼検認票の備考欄に「20歳加入 受付50年7月\*日」の記載があることから、申立人の父が50年7月に加入手続をしたと推認され、その時点では、第2回特例納付実施期間中でもあり、同特例納付及び過年度納付により申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、「父から、遡って国民年金保険料の納付を行ったかについては、何も聞いていないので分からない。」と申述している上、納付をしてくれたとするその父は、既に他界していることから、国民

年金保険料の納付についての状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 6 日から 53 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 53 年 4 月 6 日から 54 年 3 月 31 日まで

A事業所で期限付任用のB職として申立期間①及び②において勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においてA事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたとしているところ、申立人提出の履歴書及び同事業所が提出した申立人に係る履歴書から、申立人は、申立期間①及び②において同事業所の期限付任用のB職として勤務していたと認められる。

しかしながら、A事業所が提出したC機関D職長発出の「臨時的任用B職員等の健康保険、厚生年金保険の加入について（通知）」（昭和 51 年 7 月 \* 日付け）には、臨時的任用B職員の厚生年金保険の加入手続及び保険料の給与からの控除事務等は各事業所が実施する旨の記載がされているところ、同事業所の現在の担当者は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 4 月 6 日であり、申立期間①及び②において申立人を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料の控除は行わなかったと供述している。

また、事業所番号等索引簿では、A事業所は昭和 56 年 4 月 6 日に厚生年金保険適用事業所となった記載があることから、申立期間①及び②において同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から同年 8 月 3 日まで  
株式会社Aに昭和 49 年 2 月に入社したが、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 8 月 3 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 49 年 2 月に入社し厚生年金保険に加入したとしているところ、申立人提出のB国における労働許可証の申請時に使用したとする書類（写し）には、申立人の同社での勤務開始は 1974 年（昭和 49 年）2 月と記載されているが、同社に係る申立人の雇用保険記録では、同年 5 月 13 日に同被保険者資格を取得していることから、期間の特定はできないものの、同年 8 月 3 日より前から同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Aは申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険の適用関係資料は保存しておらず、当時の事務担当者も他界しており、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について不明としている上、申立期間当時の同僚 13 人に照会し 4 人から回答があったが、4 人全員が申立人を記憶しておらず申立期間に係る保険料控除について供述は得られなかった。

また、上記 4 人の同僚のうち、二人はいずれも株式会社Aに入社したと主張している月から 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるところ、当該同僚二人は、当該期間は厚生年金保険に加入しない試用期間であったと回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月  
株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うとしているが、申立人が申立期間当時、給与及び賞与が振り込まれていたとする株式会社B銀行C支店から提出された申立人に係る取引明細表によると、同年4月には株式会社Dからの賞与の入金記録は無いが、同年3月31日に同社からの入金を確認できる。

また、株式会社Aでは、申立期間当時、申立人は、同社の関連会社の株式会社Dに出向中であり、当該事業所に勤務する社員の賞与は3月支給であることから、平成 15 年 4 月に賞与は支給されなかったと思われるとしている。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年 4 月からであり、同年 4 月以後に支給された賞与は年金額計算の基礎となるが、同年 3 月以前に支給された賞与は年金額計算の基礎にならない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。